個人向け国債(固定・5年)

平成25年12月2日現在

	平成 2 5 年 1 2 月 2 日現住
商品名	個人向け利付国庫債券(固定・5年)
募集対象	・個人の方のみ
期間	・5年
発行 (1)発行日 (2)発行価格	・毎月発行されます ・額面金額100円につき100円
購入方法 (1)申込方法 (2)申込単位	・発行の都度定める期限までに申込みください ・1万円から1万円単位
償還金額	・額面100円につき100円
金利	・発行時の利率が満期まで変わらない固定金利制です ・最低金利0.05%を保証
金利水準	・基準金利 - 0 . 0 5 % (基準金利は、募集期間開始日の2営業日前(10年固定利付国債入札日)において、市 場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り)
利払方法 (1)計算期間 (2)利払方法	・発行日の翌日から償還期日まで付します ・年2回、半年分の利子を支払います
税金	・利子に対して 2 0 %(所得税 1 5 %、地方税 5 %)の税金がかかります (マル優、特別マル優を除く) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利子には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかか ります。
中途換金	・発行から1年経過すれば、いつでも中途換金可能
中途換金の特例	・保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、 発行日より1年未満であっても中途換金することが可能
中途換金時の 買取金額	・額面金額 + 経過利子相当額 - 直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
ペーパーレス化	・「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行するペーパーレスの国債であり、 国債証券は発行されません
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部 (9時~17時、電話:052-913-1153)にお申出ください ・紛争解決措置:愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、 お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)・もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問させください。
その他参考となる事項	・ご購入の際は、財務省作成パンフレット及び財務省ホームページの関連情報をご確認くださいなお、発行日により「初回の利子の調整額」が必要となる場合があります。詳しくは、財務省作成パンフレットにてご確認ください
預金保険について	・預金保険制度の保護対象となりません

中日信用金庫